

豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市商業振興条例（平成17年条例第6号。以下「条例」という。）第29条に規定する助成措置について、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域経済団体 条例第2条第1号に規定する法人をいう。
- （2）商店街団体 条例第2条第2号に規定する法人及び団体をいう。
- （3）商業者 条例第2条第4号に規定する者をいう。
- （4）指定法人 条例第11条に規定する法人をいう。
- （5）再開発施設管理運営法人 条例第29条第1項第1号クに規定する法人をいう。
- （6）実行委員会 条例第29条第1項第1号コに規定する団体をいう。
- （7）コード決済 スマートフォンアプリに表示された二次元コードやバーコードにより、現金を使用せずに支払いをするキャッシュレス決済方法をいう。
- （8）ポイント還元事業 商業者が営む店舗等において商品やサービスをコード決済により購入した者（以下「購入者」という。）に対して、その決済金額に応じて一定のポイント（1ポイント1円相当）を付与する事業をいう。
- （9）ポイント還元分 商業者がポイント還元事業において購入者に付与したポイントの合計をいう。
- （10）ポイント還元率 1会計における決済金額に対して、商業者が購入者に付与するポイントの割合をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、物価高騰等の経済情勢の変化により、家計負担が増加した生活者及び経営状況が厳しくなった事業者を支援することを目的として、地域経済団体等が実施するポイント還元事業に対し補助金を交付することにより、生活者の家計負担が軽減され、消費が喚起されることで事業者の経営状況が改善されることによる地域経済の活性化に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、地域経済団体、商店街団体、指定法人、再開発施設管理運営法人及び実行委員会であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等又は個人であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (7) 豊田市税を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施するポイント還元事業とする。

- 2 ポイント還元をすることができる期間は6月以内とし、令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間で補助事業者が設定するものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象事業に係るポイント還元分及び事務経費とする。ただし、ポイント還元率は20パーセントとし、事務経費は次の各号に掲げる費用に限るものとする。

- (1) 消耗品費（販売を目的とする物品等の取得に要する費用を除く。）
- (2) 印刷製本費
- (3) システム使用料（コード決済事業者に支払う基本料金及びシステム使用料に限る。）
- (4) 広告料
- (5) 筆耕翻訳料
- (6) 委託料

(7) 会場借上料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものはポイント還元事業に係る補助対象経費としない。

(1) 消費税相当額

(2) 地方消費税相当額

(3) 食糧費

(4) 金券類需用費（収入印紙、記念品として執行される図書カード等）

(5) 金券類役務費（切手・はがき、レターパック、県収入証紙等）

(6) 使用目的が対象事業に特定できない経費

(7) その他市長が不適当と認める費用

（補助金額等）

第7条 補助金の額及び限度額については別表に定める額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請手続等）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、令和8年度の交付申請期限は令和8年9月30日とする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算（決算）書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 役員一覧表（様式第5号）

(5) 法人の履歴事項全部証明書の写し（法人に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）

(6) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(7) 委任状（様式第6号）（第三者に申請を委任する場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の交付申請は、同一申請者につき2回までとする。

3 豊田市つながる応援プレミアム付き商品券発行事業費補助金の交付の申請を行った者は、第1項の交付申請をすることができない。

（交付可否の決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付の承認又は却下を決定するものとし、その決定について、申請者に豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金交付可否決定書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の承認の決定（以下「交付決定」という。）をす

る場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（内容変更等）

- 第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書（様式第8号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、補助事業計画の変更の承認又は却下を補助事業計画変更可否決定書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する補助金の交付の変更承認の決定（以下「変更交付決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（実施期間）

- 第11条 補助事業は、第9条に規定する交付決定の日の翌日から起算して10か月以内に完了しなければならない。ただし、令和8年度中に第8条に規定する交付申請をするときは、交付決定の日の翌日から起算して10か月を経過した日又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに事業を完了しなければならない。
- 2 補助事業は、第9条に規定する交付決定の日から着手（発注・契約）することができる。
- 3 補助事業の完了とは、補助事業の実施及び補助事業に係る全ての支払いが完了することをいう。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。
 - （1）補助事業に着手した日を確認することができる書類等
 - （2）補助事業に係る費用の支払いを確認することができる書類等
 - （3）収支予算（決算）書（様式第3号）
 - （4）委任状（様式第6号）（第三者に申請を委任する場合に限る。）
 - （5）その他市長が必要と認めるもの

（額の確定及び交付等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定するとともに、豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金確定通知書の交付を受けたときは、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業者から補助金の請求を受けたときは、第1項の規定により確定した補助金額を当該補助事業者へ交付するものとする。

4 市長は、補助事業者が補助金の交付目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

（検査）

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

（帳簿等の保存期間）

第15条 補助事業者は、帳簿等の補助事業に係る全ての関係書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定められた期間（同規則において定めのないものについては5年）が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（1）規則、この要綱、交付決定若しくは変更交付決定のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（4）補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（5）第4条各号のいずれかに該当したとき。

(6) 第13条第4項の規定による概算払をした場合であって、第13条第1項の規定により確定した補助金額が概算払により交付した補助金額を下回ったとき。

(7) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を豊田市家計応援ポイント還元事業費補助金取消等通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から起算して15日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（電子申請等）

第18条 この要綱における申請及び通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年条例第1号）の規定により、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

（職権修正）

第19条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、申請者から提出された第8条に規定する書類若しくは補助事業者から提出された第10条第1項又は第12条に規定する書類に不備があるときは、当該職員にこれを修正させることができる。

（交付決定前の事業着手）

第20条 補助対象事業者は、事業目的達成のため、やむを得ず交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、補助対象事業事前着手届（様式第13号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助金を交付決定することを保証するものではない。

2 前項の規定より補助対象事業事前着手届を提出した補助対象事業にあつては、第11条第2項の規定にかかわらず、第8条に規定する交付申請をした日の翌日から補助対象事業に着手することができる。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

	補助金額		限度額
	ポイント還元分	事務経費	
ポイント還元事業	100分の100の額	100分の60の額	5,000万円